

うるま市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づくうるま市職員措置請求の  
監査結果を、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

令和7年10月1日

うるま市監査委員 沢紙 孝盛



うるま市監査委員 豊濱 光則



うるま市監査委員 佐久田 悟



## 住民監査請求に基づく監査結果

### 第1 請求の内容

#### 1 請求人 うるま市在住 10人

なお、代表者の選任については、職員措置請求書の提出にあたり来庁した際に口頭にて確認後、令和7年8月25日付けで代表者選任届の提出があった。

#### 2 請求の受付 令和7年8月6日

なお、提出後に監査委員事務局からの簡易な内容に関する口頭での補正依頼について、令和7年8月13日付で補正書の提出がなされたので、これを受付けた。以下請求内容の記載については補正後のものを使用した。

#### 3 請求の要旨（以下原文（補正後）のとおり）

##### 第1 請求の趣旨

うるま市長に対し、以下の勧告を行うよう求める。

- うるま市が本年、実施した宮城島の農道(以下、「宮城島農道」)の補修費用を[ ]に請求すること。
- 今後、[ ]鉾山から1日に40台以上のダンプトラックの走行が続いている限り、宮城島農道の補修費用は[ ]に負担させ、市の公金を支出しないこと。

##### 第2 請求の理由

- 沖縄防衛局は、昨年11月20日、うるま市宮城島の[ ]鉾山から辺野古新基地建設に伴う埋立土砂の搬送を始めた。当初は1日に60台程度だったが、今では200台を超えるダンプトラックが搬送を続けている。
- ダンプトラックの搬送ルートのうち、[ ]鉾山から池味地区付近までは県道10号線だが、その先の宮城島内の約4000mは宮城島農道である。この農道は、県が県営一般農道事業で整備したもので、1998年度にうるま市へ財産譲渡され、以後、うるま市が管理している。
- 宮城島農道は、舗装厚が1日当たり15台から40台未満の大型車の交通利用区分の設計基準で施工されており、現在のような1日に200台を超えるような大型ダンプトラックの通行は想定されていない。そのため、農道の舗装は各所で沈下、ひび割れ等の破損が生じている。  
うるま市は、今年になって、再三、舗装の補修工事を行ってきたが、その費用を[ ]に負担させるのではなく、市の公金を支出してきた。
- うるま市と[ ]の公害防止協定(2019年3月20日)には、「乙([ ])は、生産物の輸送車両の運行により道路(市道、農道)が損傷及び損壊した場合は、道路管理者と事前に協議の上、乙の責任において原形に復しななければならない」(第5条3)とされている。また、うるま市農林水産整備課長らも昨年12月19日、我々の申入れに対して、「農道が損傷した場合は、原因者に復旧させる」と明言した。

1日に200台を超えるダンプトラックの通行により宮城島農道が損傷したことは明らかであるから、その補修費をうるま市が負担したことは違法・不当な公金支出である。

5. うるま市農林水産整備課長は、本年4月以降のこの農道の補修費は、1回目が1,923,452円、2回目が1,320,000円の合計3,243,452円になると説明した。この金額がうるま市の被った損害額であり、市長は[ ]に対し、その金額を請求すべきである。

6. 今後、[ ]鉱山から1日に40台以上のダンプトラックの搬送が続いている限り、宮城島農道の舗装補修費は[ ]に負担させ、市の公金を支出してはならない。

### 第3 結論

以上の理由から、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する。

4 本件請求に係る事実証明書として以下の書類の添付及び「舗装補修費の契約書、支出関係文書」については、公文書公開請求中である旨の記載があった。

- (1) 県営一般農道整備事業一般計画平面図
- (2) 土地改良事業設計基準 基準書(農林水産省)
- (3) 2024年第4回沖縄県議会(定例会)代表質問議事録
- (4) うるま市と[ ]の公害防止協定書
- (5) うるま市農林水産整備課長が記した宮城島農道の舗装補修費についてのメモ
  - (5) -1. 2025年4月9日
  - (5) -2. 2025年7月25日

5 請求人の主張を要約すると、以下のとおりと解した。

- (1) 宮城島農道は現在、うるま市宮城島にある[ ]鉱山からの埋立土砂搬出により、当該農道の設計基準を大きく超える台数の大型車両の通行があり、そのことが農道を損傷したことは明らかである。
- (2) うるま市(以下「市」という。)と[ ]の間で締結した公害防止協定には、第5条第3項に「生産物の輸送車両の運行により道路が損傷及び損壊した場合は、道路管理者と事前に協議の上、[ ]の責任において原形に復しななければならない」とする旨が規定されており、当該農道の主管課長も「農道が損傷した場合は、原因者に復旧させる」と明言している。
- (3) このことから、今年になって、市が行った当該農道の2件の補修工事について、市が補修費を負担したことは、違法・不当な公金支出となるため、当該補修費を[ ]企業に請求すること。また今後、当該鉱山から設計基準を超える台数の大型車両での通行が続く限り、当該農道の補修費は、[ ]に負担させ、市の公金を支出してはならない。

## 第2 要件審査

### 1 法第242条第1項について

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該地方公共団体の職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定している。

### 2 請求内容の確認

- (1) 本件請求に係る請求人全員が市の住民であることを確認した。
- (2) 本件請求は、請求の趣旨として、「うるま市長に対し」との記載はあるが、「違法・不当な支出」については、当該農道の主管課が実施した補修工事に係る費用を指定しているため、監査対象機関は、農林水産整備課を主管部署と判断した。
- (3) 本件請求に係る財務会計上の行為は、今年（令和7年）実施した宮城島農道の補修工事に係る費用の支出が違法・不当であるとして、個別・具体的に摘示しているものと判断でき、当該行為も1年を経過していないものである。
- (4) 上記（3）に関し、その事実を証する書面として、第1-4に記載している事実証明書が添えられている。

- 3 以上第2-2（1）から（4）までの確認により、本件請求は、法第242条第1項に規定する要件を具備し適法なものであると認め、これを受理した。

## 第3 陳述等

### 1 請求人への証拠の提出及び陳述の機会の付与

証拠の提出及び陳述の場を令和7年9月9日に設けた。

請求人から陳述に先立ち9月8日付けで新たな事実証明書の提出があったので、これを受理。新たな事実証明書の内容は以下の4点。

事実証明書6 宮城島の■■■■鉦山土砂搬出ダンプ記録

- 〃 7 宮城島からの土砂搬出に対し沖縄県から防衛局への行政指導文書発出に関連する新聞記事の写し（2025.3.7 付け琉球新報）
- 〃 8 宮城島農道の損傷状況写真（2025.3.24～2025.7.25 計14枚）
- 〃 9 補修工事に要した費用が把握できる資料として、開示された公文書の当初工事総括表（1回目の工事）及び随意契約結果書（2回目の工事）の写し

なお、事実証明書8で「2025年7月25日（2回目の工事終了後）」とされた状況写真については、1回目の工事での施工箇所であるが、2回目を実施した工事の施工箇所ではないことをその後の審査で確認している。

陳述については、代理人選任承認届の提出があったため、これを承認し、代理人からの陳述聴取を行った。また、代理人から事実証明書の説明に関しては代表者が行うとして、これを承認し、代表者から聴取を行った。

代理人からの陳述では、請求内容に沿った説明に加え、2度の農道補修費用の支出は、公害防止協定に反しており不当、また地方財政法第4条第1項の「必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない。」との規定にも違反しているため違法な公金の支出である旨の主張があった。

また、辺野古新基地建設に関連する宮城島からの土砂搬出に対し沖縄県から防衛局への行政指導発出を報じた新聞記事（事実証明書7）についても説明があり、土砂搬出ルートの変更承認を得ず、沖縄県の行政指導にも従わない防衛局が土砂搬出を強行しているダンプトラックの走行自体が許されないものであるとの主張もなされた。

その他、「請求の趣旨」に1点追加したい旨の申し出があったため、各監査委員の同意を持ってこれを承認し、先の請求と合わせ審査を行うこととした。

追加した趣旨は以下のとおり。

趣旨の2点目を3点目とし、2点目に「宮城島農道を管理するうるま市長として、                                         に対して                      鉾山から出るダンプトラックの台数を1日40台未満とするよう指導すること。」を追加する。

代表者からは、新たに追加された事実証明書と合わせ陳述がなされた。

陳述内容としては、当該農道を通行する                      のダンプトラックの台数増加の経緯や災害復旧工事に伴って使用したとする大型車両等の通行量と比較しても5.2倍の                      のダンプトラックの通行があり、当該農道が損傷した大きな原因となっていると説明があった。

次に当該農道の損傷個所の写真を用い、当該農道の災害復旧工事に伴う付帯工事として施工した1回目の補修箇所について、工事完了前から既に舗装が損傷しており再度補修工事が必要となったこと、現在また同様の損傷が生じており、すぐに補修が必要となってくる旨の説明があり、                     鉾山からのダンプの通行量を40台未満に制限しなければ、同様のことが繰り返されることになると主張があった。

また、今回指摘している2度の補修工事以外にも小規模な補修が行われているが、農林水産整備課は今後も当該農道の補修は市が実施していくと話しており、公害防止協定があるにも関わらず、公金で補修費用を支出していくことは問題である。市は公害防止協定に基づき、補修に要した費用は                      に請求すべき又は負担させるべきであるとの主張もなされた。

その他、今回参加した請求人から昨年12月にも大型車両の通行を規制するよう要請した経緯やその際の職員の対応の在り方に言及する陳述もなされた。

## 2 関係職員の陳述

関係職員の陳述については、本件請求に係る支出行為について、実務上、主管部署である農林水産整備課の職員を対象とし、令和7年9月9日請求人の陳述の後、関係職員から聴取を行った。

当該陳述では、請求内容にある、農道の補修工事の要因となった損傷については、原因者が特定できないため、費用請求は行えず、道路管理者として必要な工事を実施したとの説明があった。また請求人から新たに追加された趣旨に対しては、特定の事業者を対象に通行台数を制限することは事実上困難である旨の説明があった。

しかしながら、請求内容に対する見解として口頭のみでは、不明な点があったため、監査委員から改めて書面での提出を求めたところ、翌9月10日付けで本件請求に係る見解として書面の提出がなされたので、これを確認した。

提出された農林水産整備課としての見解を要約すると以下のとおりである。

本件請求の理由の1点目にあるダンプトラックの台数について、令和6年12月23日から令和7年8月15日までの間に6回の交通量調査を独自に行っており、当該埋立土砂搬出以外の大型車両も含め、200台を超える通行を確認している。

2点目、当該農道は、沖縄県が県営一般農道事業で整備したもので、その後、市（当時の旧与那城町）へ譲渡され、以後市で管理を行っているものであり、請求人の主張どおりである。

3点目、当該農道の舗装厚は請求人が主張する設計基準で施工されたものであることは、沖縄県へ確認済み。農林水産整備課でも設計基準を上回る大型車両の通行は確認しているが、このことが原因で農道舗装の沈下、ひび割れ等の損傷を生じさせたか確認できない。そのため、当該農道の補修等は道路管理者である市（農林水産整備課）で実施している。

4点目、市と[ ]で締結した公害防止協定に請求人が主張する規定は、確認している。しかしながら前述しているとおり、これまでも農林水産整備課において当該農道の舗装状況は確認しているが、農道を損傷させた直接の原因は確認できない。当該農道を故意又は過失で破損させたことが証明できない限り、補修費を負担させることはできない。

以上の状況により当該農道の補修費を市が負担したことは違法・不当な公金支出ではない。

5点目、2回の補修工事に要した金額を[ ]に請求すべきとする請求人の主張についても、4点目と同様に当該農道を通行しているダンプトラックが原因で農道舗装に沈下、ひび割れ等の破損が生じたか確認できない。故意又は過失で破損させたことを証明できなければ、補修費を負担させることはできない。

6点目、今後、[ ]から1日40台以上のダンプトラックの通行があったとしても、これが当該農道を故意又は過失で破損させたことを証明できなければ補修費を負担させることはできない。

なお、請求人から陳述で追加された「[ ]に対して[ ]鉱山から出るダンプトラックの台数を1日40台未満とするよう指導すること。」の請求の趣旨については、当該農道は、さとうきび搬出のダンプトラックや大型観光バス、その他工事車両等の通行もあるため、台数を制限することは不可能である。農道管理者として台数を制限する指導は行わない。

以上が提出された書面で示している見解とした。

#### 第4 監査の実施

請求人及び関係職員からの陳述内容等と合わせ、法第199条第8項の規定に基づき、関係部署へ以下の資料の提出を求め、審査を行った。

##### 1 提出資料

###### (1) 令和6年度一般農道宮城線災害復旧付帯工事（R5-2）の一件書類等

当該工事は、令和5年度から引き続き実施していた当該農道の災害復旧工事に伴い、当該復旧工事で大型車両や工事関係重機等の運行に使用した農道部分の原形復旧を目的とした補修等を付帯工事として実施している。

(2) 与那城桃原東原地内舗装補修工事（R7）の一件書類等

上記の付帯工事完了後、補修を行った農道部分の一部について新たに損傷を確認したため、原形復旧ではなく、当該農道部分の強化を目的とした改良工事を実施している。

(3) 公害防止協定当時の関係資料の確認

当該協定は、環境政策課（締結当時は、環境課）を主管課とし、市公害防止条例第7条に基づき、平成31年3月20日付けで締結されている。また締結以降、協定内容の変更はないこと、当該協定については、法的に義務付けされているものではないことも確認した。

2 請求内容の審査

本件請求では、宮城島農道の2度の補修工事に係る費用について、理由を付した上で違法・不当な支出であるとしているが、本質的には、補修が必要となった農道舗装の損傷の原因が[ ]による当該農道における設計基準を大きく上回る大型車両の通行によるものであるとし、公害防止協定等に基づき[ ]に対し補修費用を請求すべき又は負担させるべきとの主張に集約できると解する。

そこで、当該費用について請求又は負担させることが可能か、第1-3「請求の要旨」に掲げた本件請求書中の「請求の理由」の6点の内容に関して、監査委員としての意見を付していく。

なお、「請求の理由」の6点の内容記載は省略する。

(1) まず1点目、2点目及び3点目の当該農道の設計基準に基づく舗装厚に関する記述及び市が補修費用を負担したことまでの記述については、当該農道の現状、管理及び施工等に関する記載となっており、監査委員から特に意見は無い。

(2) 3点目中段及び4点目後段にかけて、当該農道の舗装が沈下、ひび割れ等の破損を生じ又は損傷したことは、当該農道において設計基準を大きく上回る台数の大型車両の通行のためとする旨又は明らかである旨の記述に関し、本請求内容、事実証明書、請求人陳述の内容及びその他関係書類を以てしても、当該農道の破損又は損傷の原因者の特定について監査委員が判断できるものではない。

(3) 4点目前段の公害防止協定等に係る記述については、公害防止協定第5条第3項は、「乙（[ ]）が道路を損傷した場合は、道路管理者と協議の上、乙（[ ]）の責任において原形に復しなければならない」とする旨のみが規定され、当該農道の主管課長の発言も「復旧させる」としており、「行為」を求めている協定内容との相違は無い。同協定に「費用を請求する又は負担させる」等の規定がない限り、これを市が実施した当該農道に対する補修工事費用を請求する又は負担させる根拠とすることはできない。

(4) 5点目の請求人が指摘する2度の補修工事は、破損又は損傷の状況から道路管理者として必要な工事を実施したものであり、その費用については、市が被った

損害とは言えず、地方財政法第4条第1項の規定に違反した支出とも言えない。  
また前述したとおり、原因者を特定できないこと、公害防止協定の規定も当該費用を請求できる根拠とすることはできないことから、当該補修費用は、  
に請求できない。

- (5) 6点目に関して、原因者を特定できない以上、補修費用を負担させることはできず、道路管理者である市が対応する必要がある。

また、陳述で新たに追加した趣旨等に関する意見は以下のとおり。

- (6) 辺野古新基地建設に関連した宮城島からの土砂搬出に対する沖縄県と防衛局に関し言及があった件について、監査委員から意見を付することは、適当ではない。
- (7) 陳述において追加された請求内容については、道路行政上の指導等に当たるものであり、監査委員から指導を行うよう勧告することはできない。

## 第5 監査の結果

本件請求に当たって、当該農道を破損又は損傷した原因者の特定は、第4-2で述べているとおり、監査委員で判断できるものではない。当該原因者の特定ができない以上、公害防止協定に基づき、の責任において原形に復せるという行為を求めることはできず、市が実施する補修工事費用を請求する又は負担させることもできないものと判断した。また追加された事項については、上記第4-2(7)で述べているとおりである。

以上により、本件請求にある請求人が勧告するよう求めた3点については、その理由がないものと認め棄却とする。

## 第6 意見

本件請求に対する監査委員判断は以上となるが、今回の監査において以下の意見を付したい。

本件請求においては、環境政策課が主管となって締結した公害防止協定の規定内容について、請求人からすれば、当該協定が遵守されていないと受け止められている点が主張に強調されているように見受けられた。

当該協定の遵守に関しては、財務会計上、直接関連する事項ではないが、本件請求にもある協定第5条第3項に該当する事案が発生した場合には、早急な対応が求められるため、事業者との連絡体制、庁内での連携方法、協議の場の在り方等、詳細について、市と事業者双方で密に確認しておく必要があるものとする。

今後とも適切な農道管理が行えるよう要望し、監査委員からの意見とする。

(教示)

監査委員の監査結果に対し不服があるときは、法第242条の2の規定に基づき、本通知のあった日から30日以内に訴訟を提起することができる。